

議 事 録

会議の名称	令和6年第9回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和6年8月26日（月） 午後2時から 午後3時まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 (1) 第41号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第42号議案 農用地利用集積計画の決定について（通年） (3) 第43号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について（通年） (4) 第44号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について（期間） (5) 第45号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (6) 報告第36号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について (7) 報告第37号 農地法第3条の3の規定による届出について (8) 報告第38号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (9) 報告第39号 農地法第18条第6項の規定による届出について (10) 報告第40号 農業用施設（2a 未満）の設置に伴う届出について (11) 報告第41号 農地改良等に係る届出について 5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	1 令和6年第9回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和6年第9回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項

その他特記事項	
主 管 課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	定刻となりましたので、ただいまより、令和6第9回本庄市農業委員会総会を始めさせていただきます。 それでは、議事日程に従い進行させていただきます。 はじめに、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。
細野会長 代理	こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和6年第9回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。
事務局長	次に、議事日程2、あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。
田端会長	(田端会長、あいさつ)
事務局長	本日の会議でございますが、出席の農業委員数が本庄市農業委員会会議規則、以降「会議規則」と申し上げますが、会議規則第7条に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 それでは、以降の議事進行は、会議規則第6条第1項の規定により、田端会長にお願いいたします。
議長	それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議席順に議席16番清水辰雄委員、議席17番木村文子委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。 次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。付議事件は、議案送付時に配付した議案5件及び報告6件です。 はじめに、第41号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。上程議案のうち、はじめに、本庄市農業委員会会議規則第17条の規定により議事参与の制限に該当する、番号1番を除く案件について審議します。事務局の説明を求めます。
事務局長	第41号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。 第41号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第3条第1項の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。 申請内容につきましては、2ページをお願いいたします。申請件数は、売買に

	よる所有権移転2件となります。 次に、農地の権利移動についての許可判断要件といたしまして、農地法第3条第2項の規定に基づく、全部効率利用要件、次に、農作業常時従事要件、及び地域との調和要件がございますが、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。 引き続き、議事参与の制限に該当する案件を除く整理番号2をご説明いたしますので、2ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、宮戸地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席3番金井委員でございます。 整理番号2の申請地位置図は、4ページとなります。申請につきまして、受人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。
議長	整理番号2について、議席3番金井委員の報告を求めます
金井委員	整理番号2について、3番金井より報告させていただきます。 8月21日午前9時頃、金井優推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-2の地図をご覧ください。申請地は、特別養護老人ホーム安誠園より東に約300メートルに位置しております。 申請事由は売買です。申請地は、ブロッコリーを作付け予定とのことです。受人の年齢は76歳、本人の農業従事日数は200日です。 農機具はトラクター1台、耕うん機1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。 申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。
議長	本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。 次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する整理番号1を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局長	次に、議事参与の制限に該当する整理番号1をご説明いたしますので2ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、鶯森地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席2番内田委員でございます。 整理番号1の申請地位置図は、3ページとなります。申請につきまして、受人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。
議長	整理番号1について、議席2番内田委員の報告を求めます。
内田委員	整理番号1について、2番内田より報告させていただきます。 8月19日午後3時頃、福島推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は、利益寺より南西に約300メートルに位置しております。 申請事由は売買です。申請地は、春レタスを作付け予定とのことです。受人の年齢は44歳、本人の農業従事日数は300日です。 農機具はトラクター3台、乗用管理機3台、野菜移植機5台、コンバイン1台、田植機1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。 申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。
議長	本案は、議事参与の制限に該当します。これより採決に入りますので、議席2番内田委員の退席を求めます。 (退席後) 本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。 議席2番内田委員の復席を許可します。 (復席) 次に、第42号議案「農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程します。上程議案のうち、はじめに、本庄市農業委員会会議規則第17条の規定により議事参与の制限に該当する、番号4番を除く案件について審議します。事務

	局の説明を求めます。
事務局長	第４２号議案をご説明いたしますので、議案書５ページをお願いいたします。 第４２号議案、農用地利用集積計画の決定について（通年）、本議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、以降「改正法」と申し上げますが、改正法附則第５条の規定に基づく農用地利用集積計画について、別紙のとおり計画することの決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。 本計画は、改正法附則第５条の規定による、改正法の施行日の令和５年４月１日から起算して最長２年を経過する日の令和７年３月３１日までは、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるとした経過措置を適用し、本庄市が作成したものでございます。 議事参与の制限に該当する案件を除く計画内容については、番号４番を除く６ページをお願いいたします。申請件数は、５件です。田３筆及び畑４筆の面積合計１２，９９７平方メートルの利用権設定でございます。 農用地利用集積計画は、改正法附則第５条第１項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが決定の要件となっております。本庄市の基本構想は令和５年９月３０日に変更されましたが、利用権設定等促進事業については、令和７年３月３１日まで従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができると附則に規定されており、本計画はこの附則の規定が適用されるものでございます。 本計画でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲など、変更前の基本構想に記載する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。
議長	本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 （なし） 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手総員） 挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。 次に、本議案のうち番号４番を審議しますが、私、議席１３番田端が議事参与の制限に該当しますので退席します。退席時の進行は、本庄市農業委員会会議規則第６条第２項の規定により細野会長代理にお願いします。
細野会長代理	（退席後） それでは、議席１３番田端会長が、議事参与の制限に該当するため、会長代理

	である議席 1 番、私、細野が議長となり、議事を整理します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議事参与の制限に該当する番号 4 番をご説明いたします。計画内容については、6 ページをお願いいたします。申請件数は、1 件です。畑 1 筆の面積 1, 1 5 6 平方メートルの利用権設定でございます。 本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。
細野会長 代理	本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。議席 1 3 番田端会長の復席を許可します。 (復席) 議席 1 3 番田端会長が復席いたしましたので、議長の職務を降ろさせていただきます。
議長	次に、第 4 3 号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(通年)」を上程します。上程議案のうち、はじめに、本庄市農業委員会会議規則第 1 7 条の規定により議事参与の制限に該当する、番号 1 番、番号 3 番から番号 4 番及び番号 6 番を除く案件について審議します。事務局の説明を求めます。
事務局長	第 4 3 号議案をご説明いたしますので、議案書 7 ページをお願いいたします。 第 4 3 号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(通年)、本議案は、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用集積等促進計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、以降「機構法」と申し上げますが、機構法第 1 8 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。 農用地利用集積等促進計画、以降「促進計画」と申し上げますが、この「促進計画」は、改正法の施行日の令和 5 年 4 月 1 日より、主に地権者と耕作者が相対で貸借をする「農用地利用集積計画」と、農地中間管理機構が地権者から借り受け耕作者に配分する「農用地利用配分計画」が廃止され、「促進計画」に一本化されたものでございます。

	今回の計画内容は、耕作者変更分のみでございます。そのうち議事参与の制限に該当する案件を除く計画内容でございますが、8ページをお願いいたします。番号1番、番号3番から番号4番及び番号6番を除く、申請件数2件、田1筆、畑1筆の面積合計3,291平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。 促進計画は、機構法第18条第5項の規定に適合することが決定の要件となっております。本計画の内容でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしているものと判断しております。以上でございます。
議長	本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。 次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する番号1番、番号3番から番号4番及び番号6番を審議します。ついては、議席19番出牛委員の退席を求めます。 (退席後) それでは、事務局の説明を求めます。
事務局長	議事参与の制限に該当する番号1番、番号3番から番号4番及び番号6番をご説明いたします。計画内容でございますが、8ページをお願いいたします。申請件数は、4件です。田1筆、畑3筆の面積合計2,968平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。 本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。
議長	本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員)

	挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。議席 19 番出牛委員の復席を許可します。 (復席) 次に、第 44 号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(期間)」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	第 44 号議案をご説明いたしますので、議案書 9 ページをお願いいたします。 第 44 号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(期間)、本議案は、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用集積等促進計画(案)に対しまして、機構法第 18 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。 計画内容については、10 ページをお願いいたします。申請件数は、3 件です。麦作期間の借受でございまして、畑 3 筆の面積合計 3,241 平方メートルでございます。設定する権利は、使用貸借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。 促進計画は、機構法第 18 条第 5 項の規定に適合することが決定の要件となっております。本計画の内容でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしているものと判断しております。以上でございます。
議長	本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。 次に、第 45 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	第 45 号議案をご説明いたしますので、議案書 11 ページをお願いいたします。 第 45 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第 5 条第 3 項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。 申請内容については、12 ページをお願いいたします。申請件数は、所有権移転 5 件、賃借権 1 件及び使用貸借権 1 件の 7 件でございます。

引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。

申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席13番田端会長でございます。

申請地位置図は、13ページをお願いいたします。5-1について、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと判断しております。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと判断しております。

次に、整理番号2でございます。12ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、本庄市共栄地内の山林1筆の一部、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。

申請事由は、基地局作業場用地としての一時転用です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席10番鈴木委員でございます。

当該申請地につきましては、本年5月の第6回総会において許可となったものでございますが、基地局設置に必要な資材の搬入に遅延が生じたため許可を取り下げ、利用期間を変更して再度許可申請となったものでございます。申請内容は前回と変更なく、借受人の通信事業の基地局設置に伴う作業場用地として、一時転用の許可申請となったものでございます。

申請地位置図は、14ページをお願いいたします。5-2について、一時転用は、農用地区域内農地であっても許可することができることとされております。また、「工事終了後、速やかに耕作の目的に供する土地に原状回復する。」旨の事業計画書が提出されており、その農地の復元性が認められることから、本申請は許可相当であるものと判断しております。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと判断しております。

次に、整理番号3でございます。12ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町宮内地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席15番鈴木委員でございます。

申請地位置図は、15ページをお願いいたします。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号4でございます。12ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、議席11番宮部委員でございます。

申請地位置図は、16ページをお願いいたします。5-4については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号5でございます。12ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、薬店・エステサロン用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席9番反町委員でございます。

申請地位置図は、17ページをお願いいたします。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号3と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号6でございます。12ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、東富田地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。令和6年6月24日に、農用地区域から除外となっております。地区担当は、議席10番鈴木委員でございます。

申請地位置図は、18ページをお願いいたします。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満で

	あることから第2種農地と判断いたしました。 さきほどの整理番号3と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。 次に、整理番号7でございます。12ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。令和5年11月1日に、農用地区域から除外となっております。地区担当は、議席9番反町委員でございます。 申請地位置図は、19ページをお願いいたします。5－7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。 さきほどの整理番号3と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。以上でございます。
議長	上程議案の整理番号1から整理番号7までについて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について、私が議事進行のため、私に代わり同地区担当の倉林推進委員からの報告を求めます。
倉林推進委員	整理番号1について、田端会長に代わりまして、倉林が報告させていただきます。8月19日午後5時頃、田端会長と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書13ページ5－1の地図をご覧ください。 申請地は、児玉文化会館セルディから南西へ約250メートルに位置しております。申請目的は、自己用住宅用地としての所有権移転となっております。 申請人は現在、都内のマンションに息子、大阪市内に母親が生活しています。大阪に住んでいる母親が高齢になり、万が一に備え同居することになり、住宅の建設を考え場所を探していたところ、今回の申請地が見つかり移住を決意したとのことです。なお、現在住んでいる住居は売却する予定とのことです。 以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。
議長	整理番号2について、議席10番鈴木誠次委員の報告を求めます。
鈴木誠次委員	5－2について、10番鈴木より報告させていただきます。8月17日午前9時頃、高月推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書14ページ5－2の地図をご覧ください。

	申請地は、たんぼぼ保育園から北西約600メートルの児玉工業団地内に位置しております。申請目的は携帯電話基地局新設のための、作業場用地としての一時転用となっております。転用期間は3か月です。 この案件は5月総会で審議していただき令和6年6月14日に許可されたものと同様の案件となりますが、当初予定していた基地局設置に必要な資材の搬入に遅延が生じたため、工事をとりやめ、今回資材搬入の目処が立ったことから、工事期間を見直し、再度申請に至ったとのことです。転用目的は5月総会の時と変更はなく、受人は、KDDIと基地局建設の請負契約を締結し、今回、基地局設置に伴い作業スペースを確保する必要性が出てきたため、申請に至ったとのことです。 工事完了後は速やかに耕作の可能な農地に復旧する予定です。5月総会で許可を受けた内容と変更がないこと、工事期間を1か月延長し、工期内に工事が完了することが見込まれることから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。公共性の高いものであり、一時的な転用のため、転用にあって特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。
議長	整理番号3について、議席15番鈴木良美委員の報告を求めます。
鈴木良美委員	15番鈴木が報告させていただきます。8月21日午後3時頃、高山推進委員と現地確認をしました。申請地の概要については議案書15ページ5-3の地図をご覧ください。 申請地は宮内北公会堂から南西へ約750メートルの場所にあります。申請目的は駐車場の敷地拡張です。受人は申請地西側で寺院を営んでいます。受人の経営する寺院は山林に囲まれた傾斜地になっており、当初から駐車場の確保に支障をきたしている状態です。加えて、遠方から車で来客が増え法事や催事の時はより一層手狭であるとのことです。この状況を改善するために駐車場の増設を計画し申請地の地権者に相談したところ、土地の譲渡について承諾を得られたため申請に至ったとのことです。 農地を分断し、集団性に支障が生じないこと、農道や水路などに支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。
議長	整理番号4について、議席11番宮部委員の報告を求めます
宮部委員	整理番号4について、11番、宮部より報告させていただきます。8月21日午前10時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書16ページ5-4の地図をご覧ください。 申請地は児玉警察署より北東約350メートルの場所に位置しております。申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転です。申請人は現在、実家におい

	て、家族４人で生活しています。子供の成長に伴い実家での生活では手狭になり、今回の申請に至ったとのこと。 以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。申請地は用途区域内で宅地化が進んでおり、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。
議長	整理番号５について、議席９番反町委員の報告を求めます。
反町委員	９番反町より報告させていただきます。８月２３日午後２時頃、井上推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書１７ページ５－５の地図をご覧ください。 申請地は、北泉公民館から県道を隔てた東側に位置しております。申請目的は薬店・エステサロン用地としての所有権移転でございます。受人は主に太陽光発電事業、不動産業、建設業を営んでおり今回、新たに漢方薬の専門店、漢方を生かした女性向けのエステサロンを出店したいとのこと。出店先を本庄早稲田駅周辺で検討しましたが、条件にあうテナントなどがなく、今回、申請地の土地所有者から売買について承諾を得られたため申請に至ったとのこと。 農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。
議長	整理番号６について、議席１０番鈴木誠次委員の報告を求めます。
鈴木誠次委員	５－６について、１０番鈴木より報告させていただきます。８月２５日午後２時頃、高月推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書１８ページ５－６の地図をご覧ください。 申請地は、本庄早稲田駅南口から北西約３００メートルに位置しております。申請目的は駐車場の敷地拡張です。受人は全国でホームセンター事業を展開しており申請地南東側には受人の本社がございます。 本社には、通常勤務の社員に加え、定例会や会議などの際に遠方から車で出席する社員もいるため、駐車場が不足しているとのこと。 この状況を改善するために駐車場の増設を計画し、申請地の地権者に相談したところ、土地の譲渡について承諾を得られたため申請に至ったとのこと。 以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。 農地を分断し、集団性に支障が生じないこと、農道や水路などに支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。
議長	整理番号７について、議席９番反町委員の報告を求めます

反町委員	9 番反町より報告させていただきます。8 月 23 日午後 2 時過ぎ、井上推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書 19 ページ 5－7 の地図をご覧ください。 申請地は、栗崎自治会館から北東へ約 140 メートルに位置しております。申請目的は自己用住宅用地としての使用貸借権設定でございます。申請人は、現在家族 4 人で、申請地北側の実家にて両親と同居して生活しています。 家族が増え、現在の住まいでは手狭なこと、実家が隣接していることを考慮し、申請地の住宅建築について祖父母から承諾を得られたため、今回の申請に至ったとのことです。 農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。
議長	本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。 以上で、議案審議を終了します。続きまして、報告があります。事務局より説明をお願いします。
事務局長	はじめに、報告第 36 号をご説明いたしますので、議案書 20 ページをお願いいたします。 報告第 36 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。 届出内容については、21 ページをお願いいたします。専決処分件数は、2 件です。農地中間管理機構である埼玉県農林公社が仲介し、農地売買等支援事業の実施により農地の権利を取得する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって農業委員会の許可を必要としないという規定による届出でございます。 続きまして、報告第 37 号をご説明いたしますので、議案書 22 ページをお願いいたします。 報告第 37 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。 届出内容については、23 ページから 24 ページをお願いいたします。専決処分件数は、9 件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会

へ届け出なければならないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第38号をご説明いたしますので、議案書25ページをお願いいたします。

報告第38号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。

届出内容については、26ページをお願いいたします。専決処分件数は、6件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

なお、整理番号1の受人の情報は住民基本台帳事務における支援措置者であるため記載を控えております。

続きまして、報告第39号をご説明いたしますので、議案書27ページをお願いいたします。

報告第39号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理しましたのでご報告いたします。

通知内容については、28ページをお願いいたします。受理件数は、2件です。農地の賃貸借について、合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。

続きまして、報告第40号をご説明いたしますので、議案書29ページをお願いいたします。

報告第40号、農業用施設（2アール未満）の設置に伴う届出について、農地法施行規則第29条第1号の規定により、専決処分したのでご報告いたします。

届出内容については、30ページをお願いいたします。専決処分件数は、1件です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第41号をご説明いたしますので、議案書31ページをお願いいたします。

報告第41号、農地改良等に係る届出について、農地改良等の取扱いに関する要綱第5-2-(2)の規定により、別紙の届出について、専決処分したので報告するものでございます。

届出内容については、32ページをお願いいたします。専決処分件数は、1件です。農地を農地として利用する行為の一環である農地改良等のうち、軽微な事

	案の場合は、工事着工前に必ず農業委員会に届出書を提出することにより、県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局長	次に、議事日程５、事務局連絡事項でございます。 (事務局長説明) 以上をもちまして、令和６年第９回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。

令和6年第9回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開 催 日	令和 6 年 8 月 2 6 日（月）
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後 2 時
閉会時刻	午後 3 時
会 長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席 番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録 署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	高橋 勝	出席
2	内田 新一	出席			金井 優	出席
3	金井 清子	出席		仁手	海澤 房男	出席
4	戸谷 忠司	出席			坂上 公男	欠席
5	中野 和夫	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	金子 順治	出席			久保 国男	出席
7	茂木 良明	出席		北泉	井上 栄二	出席
8	塩原 圭一郎	出席			高田 裕之	出席
9	反町 辰夫	出席			高月 政男	出席
10	鈴木 誠次	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 豊徳	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永	出席
13	田端 講一	出席				
14	倉野内 浩	出席			高山 将之	欠席
15	鈴木 良美	出席		秋平	福田 光男	欠席
16	清水 辰雄	出席	○		根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席	○		秋山 守	出席
18	坂爪 裕	出席		本泉	中里 光夫	出席
19	出牛 康	出席		共和	新井 伸幸	出席
本庄	吉岡 昭	出席			新井 幸男	欠席
藤田	福島 正紹	出席			小賀野 昇	出席

説明員

事務局長	小沢 智明
局長補佐兼農地調整係長	高群 邦人
局長補佐兼総務係長	飯川 佳紘
農地調整係主査	福島 幸恵
農地調整係主事	江森 憲太
総務係主任	大和 亜寿未

書記

局長補佐兼農地調整係長 高群 邦人